

平成22年度包括外部監査意見への措置状況

平成23年12月9日

団体名	項目	意見(要約)	講じた措置等
(財)香川県環境保全公社	県への還元金及び一般会計繰入金のあり方について	これまでは比較的採算性の高い収益事業であり、この事業からの利益が、県への還元金及び一般会計への繰入金の財源となっていたが、今後予想される採算性の低下を見据えながら、県への還元金のあり方や公益事業原資である一般会計への繰入金のあり方について検討する必要がある。	(財)香川県環境保全公社では、公益法人制度改革における新法人への移行に向けて県と協議をしており、その中で併せて県への還元金のあり方や公益事業原資である一般会計への繰入金のあり方について検討していくこととしている。
	プロパー職員の退職金	多くの外郭団体が退職金支給水準を県職員水準に設定しているため、従業員規模が同規模の民間企業に比べて割高となっている。県に準じる規程を一律に定めるのではなく、個々の実情に合致した退職金水準に見直すべきであろう。	(財)香川県環境保全公社では、退職手当の見直しは、労働基準法を始めとする関係法令等を遵守しつつ、公社の経営状況や他の外郭団体の検討状況、香川県退職手当条例の改正状況等を見極めながら慎重かつ適切に対応していくこととしている。 県では、公社に対し、「外郭団体の運営等の指導に関する指針」に基づき、給与については、経営状況等を十分に勘案しながら定めるよう指導してきたところであり、今後とも、適切に指導、助言していく。
	公益認定移行からみた課題	既存の安定型最終処分場の埋め立て完了後は循環型社会や地球温暖化防止等環境保全事業に関する事業を実施し、公益認定を目指すことも考えられるが、その場合は当該公社の公益目的事業として具体的に何を実施するのか、また、採算性の観点を踏まえて、最低限の自主財源の確保などについての検討が必要である。	(財)香川県環境保全公社では、理事会に諮りながら公益法人制度改革における新法人への移行に向けて、今後の事業のあり方や自主財源の確保等の諸課題について検討を行っている。
(財)香川県民間社会福祉施設振興財団	助成事業	民間社会福祉施設の職員の研修、福利厚生事業等の事業に対して計画的に助成する事業については、4団体に限らず、助成対象団体の拡大について検討する必要がある。	(財)香川県民間社会福祉施設振興財団では、公益法人制度改革に基づき、平成25年度からの新法人への移行を検討する中で、助成先の拡大について検討することとしている。
	公益法人移行と今後の当財団のあり方	退職共済制度については、全国ベースでは事業を実施している団体の約半数の26団体が、社会福祉協議会で共済業務を実施していることから、移管するならば(社福)香川県社会福祉協議会への移管を考慮すべきでないかと思われる。 また、共済事業を移管した場合には、助成事業についても他の団体へ移管することも検討すべきと考える。	(財)香川県民間社会福祉施設振興財団では、公益法人制度改革に基づき、新法人への移行を検討する中で、退職共済制度や助成事業のあり方について検討し、諮問機関である退職共済運営委員会での議論も踏まえ、平成23年度中に方向性を決定することとしている。
(財)かがわ産業支援財団	理事会の活性化	公益法人制度改革により法人の従来の運営方法の見直しが求められているほか、産業支援のためには、変化する経済環境に対応できる運営体制が必要であることから、公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、新法人への移行を機に理事会の構成や運営体制を検討し、より実務的な理事会を構成すべきであろう。	平成23年4月の公益財団法人への移行を機に、(公財)かがわ産業支援財団では、理事会の構成員を機関・団体等の代表者から実務責任者等に変更し、また、理事数も減らして、経済環境の変化等に機動的に対応できる体制にした。

団体名	項目	意見(要約)	講じた措置等
(財)かがわ産業支援財団	県からの派遣職員への対応と自主財源の確保	平成21年度における県からの派遣職員は20名である。派遣職員の給与の支給方法については、平成21年12月10日の最高裁決定の趣旨に沿ったものとなるように見直す必要がある。これらの見直しによる負担増に備えて、施設提供事業における空室の解消など自主財源の確保対策が必要である。	平成23年度から派遣職員の一部を引き上げるとともに、引き続き派遣を継続する職員の給与の支給方法については、最高裁決定の趣旨に沿ったものとなるよう、派遣条例に基づき県が給与を支給するとともに、通勤手当や勤勉手当等の実績給については、派遣先団体である(公財)かがわ産業支援財団が、自主財源により負担するよう見直した。 また、施設提供事業における空室については、財団内にプロジェクトチームを設け、空室対策に取り組んでおり、空室の解消による自主財源の確保に努めている。
	研究成果の一層の周知	糖質バイオクラスター形成事業や高温高圧流体技術研究開発事業など香川県として特徴ある研究を重ねており、重要な成果が生み出されている。今後は県内の企業、大学その他の研究機関と連携し一層の効果を高める必要がある。しかしながら、その成果について十分な周知が図られているとは言い難いため、投下された研究費と研究成果の一層の公表と一般への周知が必要である。	(公財)かがわ産業支援財団では、糖質バイオクラスター形成事業については、成果報告会を開催するとともに、事業成果集を作成、配布した。また、希少糖入り甘味料の県内先行販売などの成果について、記者発表やホームページへの掲載などで公表に努め、新聞・テレビなどの報道を通じて、県民への周知を図った。さらに、毎年度の決算や事業実施状況について、財団のホームページに掲載するなど、公表・周知に努めている。 このほか、希少糖入り甘味料の製造業者においても、広報の専門業者に委託して、希少糖のPRを行い、その知名度向上に努めている。 地域共同研究開発事業については、成果発表会を開催したほか、成果や毎年度の決算、事業実施状況について、財団のホームページに掲載するなど、公表・周知に努めている。 また、施設開放を通じて、研究成果を一般県民にPRすることとしている。
	かがわ農商工連携ファンド事業の一層の活性化	商業、工業のみならず農業分野の事業者を含めた連携ファンドは、香川県においても有用と思われる。横のつながりを強化し、効率的かつ集中的に農商工連携の推進を図ることを求める。	(公財)かがわ産業支援財団では、平成23年度かがわ農商工連携ファンド事業の募集に当たり、関係機関・団体等との連携を密にし、事業の掘り起こしに努めた。 また、地元金融機関の持つ情報やネットワークを活用して、制度の周知、マッチング支援等を行うためのファンド事業推進金融機関連絡会議や、地域において農林漁業者や中小企業者と接する機会の多い各種団体等の職員を対象に、農林漁業者と中小企業者の連携構築や出会いを支援するためのコーディネート力の醸成及び情報共有によるネットワーク化を図るための研修会等を平成22年度に引き続き開催することとしている。 さらに、財団が主体となって、農商工関係行政機関・団体、金融機関、試験研究機関、大学等で組織する地域戦略構想書策定委員会を設置し、地域ポテンシャルや試験研究機関が有する技術シーズの活用を盛り込んだ戦略構想を策定することとしている。

団体名	項目	意見(要約)	講じた措置等
(財)香川県農業振興公社	理事の人選及び理事会の機能	理事のうち2人は2回の理事会ともに委任状出席である。このような状況では理事として職務と責任を十分に果たせるとは考えられない。理事長及び理事の人選についての見直しを考えるべきである。	(財)香川県農業振興公社では、現理事の任期が平成22年4月1日から2年であり、かつ平成25年11月までの公益財団法人への移行を目指しているところであり、その認定時には、理事等の選任を改めて行う必要があることから、新法人への移行認定申請に向けて理事等の選任について検討していくこととしている。
	合理化事業用地	当該公社が取得し他者へ長期貸付している農地について、長期にわたる利用権の設定終了後、円滑に売渡が行えるよう、定期的に対象農業者と連絡をとり、経営改善の状況を把握するとともに、契約の履行を促すなどの対応が必要である。	(財)香川県農業振興公社では、公社が取得し他者へ長期貸付している農地について、貸付期間終了後に円滑な売渡ができるよう、定期的に対象農業者と連絡を取るほか、訪問により経営改善の状況等を把握するなど確実な契約履行が行われるように努めている。
	当該公社のこれからの役割	昨今の経済状況や国際状況の下、当該公社の役割と責任の重要さは以前にもまして高まっていると考えられる。当該公社の事業目的、組織体制、機関設計、陣容などを見直して、積極的に香川県の農業を指導する公社にしてもらいたい。また、当該公社の機能を強化し役割を向上させるために、他の農業関連外郭団体との効果的な事業連携を考えていくべきであろう。	(財)香川県農業振興公社では、農業を取り巻く環境に対応できるよう、今後、公益財団法人への移行に向けて組織体制等について検討していくこととしている。また、他の農業関連外郭団体とは、今後とも農業の担い手育成等について情報交換を行うなど、効果的な事業連携が図れるよう努めていくこととしている。
(財)香川県建設技術センター	派遣職員のあり方	委託先団体への派遣職員の給与の支給方法については、補助金交付団体への派遣職員の給与の支給方法に係る平成21年12月10日の最高裁決定の趣旨に沿ったものとなるように改善しておく必要がある。	派遣職員の給与の支給方法については、最高裁決定の趣旨に沿ったものとなるよう、平成23年度から派遣職員全員を引き揚げ、見直した。
	受注の県依存体質からの脱却	実態的に見ると県からの受注比率が高く、当該財団の運営は、県からの受注なくしては立ち行かない状況になっていると言わざるを得ない。 当該財団では、市町へのPR、市町への受注活動を行っているとのことであるが、県以外の公共団体からの受注の比率を高めていくため、更なるPR等の営業努力を行っていく必要があるのではないかと考えられる。	(財)香川県建設技術センターでは、財団の事業内容を記した市町向けのリーフレットを作成し、市町への直接訪問を実施し、市町の建設工事担当課長が集まる会等でPRを行った。 市町への直接訪問によるPRの回数を、今後はさらに増やし、財団を利用することによるメリット等を説明することにより、受託事業受注の拡大に努める。
	価格競争力の向上	収益事業としての公共工事の積算、施工管理業務においては、より一層コスト削減を図り、業務委託契約について競争原理の働く環境整備に努める必要がある。	(財)香川県建設技術センターでは、受託業務経費について、平成22年度に施工管理業務に係るコストを総合的に検証し、受託価格を見直したところであり、今後とも、より競争原理が働く環境の整備に努めていくこととしている。
	資産運用	「公益事業積立資産」及び「財政調整積立資産」については積立金自体の使用目的が明確にされていないため、資金運用だけでなく、より有効な活用(使途)について検討してはどうかと思われる。	(財)香川県建設技術センターでは、公益法人制度改革における新法人への移行に向けて、「公益事業積立資産」及び「財政調整積立資産」も含めて、資産のあり方について、総合的に検討している。

団体名	項目	意見(要約)	講じた措置等
(財)香川県建設技術センター	自主財源の確保	公益事業の自主財源が足りない状況が続いているため、公益事業の継続のためには、研修費の参加団体若しくは参加者からの一部自己負担を検討すべきである。	(財)香川県建設技術センターでは、平成22年度に有料の研修を実施したところであり、今後においても、研修ニーズや研修内容等を踏まえ、有料研修のあり方について総合的に検討し、公益事業を効率的、効果的に実施していく。
高松空港ビル(株)	単年度貸付金	県は当社に対する単年度貸付金の貸付及び回収について、今後とも注意深く実施する必要がある。	県では、高松空港ビル(株)に対し、取締役会への出席や設備更新計画等の定期的な聴取を通じ、適宜、その経営状況の把握に努めているところであり、引き続き、単年度貸付金の貸付及び回収について注意深く実施していく。
	監査役	会社法では、株式会社の機関設計においては自由度が認められ、会社の種類により設置が強制される機関が定められているが、その他は定款で定めることが可能である。監査役員の員数や監査役会のあり方について検討してはいかがであろうか。	高松空港ビル(株)では、平成22年度から会計監査に加え業務監査も行っているところであり、監査役員の員数や監査役会の運営等については、今後、適正かつ実効性のある監査のあり方を検討していくこととしている。
	徹底的な費用の見直し	現在、借入金は無利子という、実質的に県民の税金が投入されているだけに、徹底的なコスト削減が求められる。物品購入に際しても厳しさをもち、無駄なコストの削減を徹底してもらいたい。	高松空港ビル(株)では、社内教育等を通じて職員のコスト意識の醸成を図るとともに、平成22年度には、塵芥処理費用や清掃費等の見直しのほか、事務用品費等の削減等、継続的にコスト削減に努めているが、さらに費用の見直しについて徹底していくこととしている。
	中長期的必要資金対策の必要性	①大規模修繕 空港ビルは築20年であり、電気設備等の付属設備の取り換えが必要な時期になってきており、今後(相当の)修繕資金が必要となってくることから、修繕に係る資金確保が課題である。 ②退職金原資 現在、退職給付引当金の原資が確保されていないことから、今後、計画的にその確保に努めるべきである。	①大規模修繕 高松空港ビル(株)では、平成22年度に搭乗待合室内ベンチ更新を行うなど、諸設備の更新を計画的かつ効率的に順次実施しているところであり、今後においても、効率的な設備更新を計画的に実施し、計画に見合った修繕資金の確保に努めていくこととしている。 ②退職金原資 高松空港ビル(株)では、今後、中長期的な視点に立ち、退職金原資の確保に努めていくこととしている。
瀬戸大橋高速鉄道保有(株)	貸付金の債権管理	償還期限40年後、期限内一括返済、無利子である。他県(岡山、徳島、愛媛、高知)も同様である。本事業から県民の受けるメリット(時間短縮等の利便性の向上)を考えるとやむを得ないかもしれないが、40年という超長期的に資金が固定化することになることからすると、債権管理を怠りなく実施する必要がある。	企業の業況把握は、債権管理上において重要であることから、県としては、今後も瀬戸大橋高速鉄道保有(株)に対し、取締役会への出席や、所管課による検査を通じ、適宜、その経営状況の把握に努めながら、引き続き、債権管理を適正に行っていく。
(社)香川県青果物生産出荷安定基金協会	理事の退職金	理事への退職金についての規程はない。役職員の退職金の支払いを前提としていないため、退職金規定を制定していないが、今後、新公益法人への移行認定へ向けて、定款等での記載を理事会等で検討する必要がある。	(社)香川県青果物生産出荷安定基金協会では、今後とも退職金を支払わないこととしており、平成24年度からの公益社団法人への移行認定申請に向けて、その旨の退職金規定の制定のための定款変更について検討していく。

団体名	項目	意見(要約)	講じた措置等
(社)香川県青果物生産出荷安定基金協会	監事の人選	<p>現在、監事は3名であり農業関係団体の方のみである。外部の団体といえ農業関係団体の方だけで監事職を占めるのは、監査という職務あるいは内部統制という面から問題だと思われる。監事のうち1名は第三者を、もう1名は県の方針でもあるが、外部の会計専門家にしてはどうだろうか。</p>	<p>(社)香川県青果物生産出荷安定基金協会では、現監事の任期が平成22年7月から3年以内であり、かつ平成24年度からの公益社団法人への移行を目指しているところであり、その認定時には、理事、監事の選任を改めて行う必要があることから、新法人への移行認定申請に向けて会計専門家の監事選任について検討していく。</p> <p>なお、適正な会計処理の観点から、公認会計士との顧問契約による会計指導は今後とも継続していく。</p>
(社福)かがわ総合リハビリテーション事業団	監事の職務及び常勤監査役の選任	<p>定款の規定によると、監事は会計監査だけではなく業務の監査についても監査をして理事会に報告することになっている。しかしながら監査報告書では財務諸表の適正性のみを報告しており、業務執行の状況の適正性の監査報告はない。監事は業務監査も行うべきである。</p> <p>また、当事業団の監事は非常勤監事であるが、255人の陣容を抱える規模の法人の業務監査を行うとなれば、年数回の監査だけでは業務監査は無理であろう。監事の職務を充実させるため、また、不正誤謬防止体制を整えるためにも、常勤監事を就任させてはどうだろうか。</p>	<p>(社福)かがわ総合リハビリテーション事業団では、これまで、監事監査においては、業務監査についても実施し、理事会において業務執行状況の適正性について口頭による報告を行っているところであるが、平成23年度の理事会から文書による報告も行うこととした。</p> <p>常勤監事の就任については、今後、効率的・効果的な監査体制のあり方を検討する中で、その役割等を確認し、対応を検討することとしている。</p>
	財産の状況	<p>純資産額については、18年度の指定管理制度導入後、4年間で14億2,976万円となっている。</p> <p>また財産中、流動資産としての預金が923,688千円、その他の固定資産中、預金として運用されているものが422,200千円(退職年金共済預け金を除く)ある等預金の割合が多く、預金の運用方法、内部留保額の将来の利用方法については長期的展望に立った計画が必要である。また、現在施設整備等積立預金として計上されている288,800千円については、昭和61年の施設設置後25年が経過し、老朽化している施設に対する改修に対応する必要があることからそれを見据えて積立てたものであり、今後、具体的支出計画を立てる必要がある。</p>	<p>(社福)かがわ総合リハビリテーション事業団では、長期的な展望に立って効率的かつ安定的に事業運営を行っていきけるよう、中長期的観点からの管理運営方針を含む施設管理計画の策定を予定している。</p> <p>また、将来の施設改修に備え、平成22年度決算において、施設整備等積立預金として211,200千円を加え、合計500,000千円を積み立て計上したところであり、施設の大規模修繕については、指定管理に関する協定書において定められていることから、今後、県と団体で協議しながら、施設整備積立金の活用も含め、具体的な改修計画を立てていくこととしている。</p>
	長期未収金	<p>平成18年度の障害者自立支援法施行後において自己負担部分についての未収金が発生し、平成22年3月31日現在での長期未収金額は186万円となっている。福祉施設利用に係る未収金の回収は場合によっては困難になることもあるため、金額が多くなならないよう未収管理を徹底し早期対応を心掛ける必要がある。</p>	<p>(社福)かがわ総合リハビリテーション事業団では、未収金が発生した場合、早期より督促状や定期的な電話連絡をするとともに、可能な限り面談を行い、支払能力に応じて、分割払いや一部納付をさせている。</p> <p>今後、団体において、未収金管理マニュアル等を策定するなど、さらに未収金管理を徹底していく。</p>

団体名	項目	意見(要約)	講じた措置等
(社福)かがわ総合リハビリテーション事業団	物品購入にかかる決裁権限	<p>センター長の決裁が必要であるかどうかについて、事務決裁規程では規定されておらず、センター長という職務自体が明確に規定されていない。センター長という職務を規定する規程を作成しておくべきであろう。</p> <p>また、理事長専決事項の中で、物品購入については、3,000万円以上の物品購入については理事長専決事項の中に明示しておいた方がいいと思われる。</p>	<p>(社福)かがわ総合リハビリテーション事業団では、平成23年4月に役職規程を制定し、センター長の職務を規定した。</p> <p>また、センター長の事務決裁権限や、3,000万円以上の物品購入に関する理事長専決事項については、平成23年度中に事務決裁規程を一部改正し、規定することとしている。</p>
	今後のあり方	<p>指定管理者制度の導入などによる経営努力の結果、収支が改善され、純資産が増加している。</p> <p>ただし、22年度以降指定管理料が大幅に減額し、収支の悪化が予想されるため、人件費見直しも23年度から実施することが決まっており、収支改善への対応を行っている。</p> <p>今後の経営状況をみながら、25年度以降の指定管理者更新時において、中長期的な経営や投資を計画する上で、管理運営方針そのものをどうするのかについての検討が必要と思われる。</p>	<p>(社福)かがわ総合リハビリテーション事業団では、収支改善への取組みの一つとして、平成23年4月から新賃金制度を実施している。</p> <p>また、団体では、将来にわたり効率的な経営を行っていただけるよう、中長期的観点からの管理運営方針を含む施設管理計画の策定を予定している。</p>
香川県信用保証協会	職員の高齢化に伴う人件費負担の増加	<p>人件費や退職金の負担増に備えて、定年退職者の再雇用や新規採用については、中長期的な視点で計画的に実施する必要がある。</p>	<p>香川県信用保証協会では、人件費の負担増に備え、定年退職者の再雇用や新規採用について、中長期的な視点に立って計画的に実施している。</p>
	会計ルールについての相違	<p>信用保証協会法施行規則に定められた事業報告書の報告様式及び処理規定要領に規定されているため、独自の処理方法や報告書様式を選択する余地はない。しかしながら、現在の一般的な企業会計や公益法人会計の考え方に照らしてみると幾つかの相違点があると思われるので、香川県信用保証協会単独の問題というよりは、信用保証協会全体として検討が必要である。</p>	<p>香川県信用保証協会では、当該会計ルールは、当協会単独の問題ではないことから、監査意見を全国信用保証協会連合会や国に伝えることにしている。</p>
	事故率の低減と回収率の向上	<p>信用保証協会の運営上、自助努力として収支改善を図るためには、事故率の低減と回収率の向上が必要である。</p> <p>なお、今後は保証残高の約5割を占める緊急保証に係る代位弁済の増加による保証協会への負担増が懸念されるため、中小企業の資金繰り動向について一層注視し、適切な対応を図っていく必要がある。</p>	<p>香川県信用保証協会では、平成22年度においては、企業の延滞状況を見ながら金融機関と連携して融資の条件変更などにより事故率の低減に努めたほか、回収担当の専任化を推進し回収体制を強化し回収率の向上に努めるなど重点的な取組みを行った。</p> <p>協会では今後とも、中小企業の資金繰りの動向を注視し、とりうる方策を適宜適切に行い事故率の低減と回収率の向上を図っていくことにしている。</p>

団体名	項目	意見(要約)	講じた措置等
香川県漁業信用基金協会	監事の人選	<p>監事は漁業関係者と市の農林水産行政関係の課長2人である。監事は定款第23条第1項において「当該協会の会員である組合、法人、地方公共団体」から選ぶことに規定されているためである。しかし、監事とは第三者の目で業務内容等をチェックする機関であるので、財務に関する専門家を入れることも検討すべきであろう。</p>	<p>香川県漁業信用基金協会では、事業規模等より判断して現状の監事人選で健全性が確保されるという認識の中で、定款変更をするに至っていないが、今後、監査を充実し健全性を高めるため、決算に関する書類を専門家にチェックしてもらうことに併せ、外部の有識者の委嘱も検討していく。</p>
	経常損失の構造的発生	<p>現在は、準備金及び繰入金が合計9億5,800万円あるため、当期純損失を補てんしている。しかしながら、今後は緊急保証対策に係る債務保証についての潜在的リスクが具現する恐れもあるため、中長期的には現状の損益構造を見直し、収益均衡を図る必要がある。</p>	<p>香川県漁業信用基金協会では、将来にわたり県下中小漁業者等の金融の円滑化を図るべき責任ある制度を維持していくことが必要であるため、事務の効率化による事業管理費の削減など、より一層財務の健全化に努めていく。</p>
香川県土地開発公社	借入金支払利息の発生	<p>民間金融機関からの借入金が81億9,268万5千円残っており、平成21年度では支払利息が1億350万7千円生じている(公有用地の土地原価算入とともに長期借入金の増加)。 上記土地一覧表(*1)で示したとおり、売却予定地は全て当職による参考価額が下回っており、売却を通じて今後発生する金利を回収することはほぼ不可能であることを考えれば、一刻も早く、県の無利子貸付に切り替えるなど、当該公社の負担を軽減するよう、当該公社の抜本的改革を進める必要がある。 (*1:報告書132頁に記載)</p>	<p>財産経営課土地開発公社対策室において、公社の抜本的改革の検討を進めており、その中で、民間金融機関からの借入に伴う支払利息の軽減についても、検討を行っているところである。</p>
	販売費及び一般管理費における人件費	<p>平成21年度の人件費として1,357万5千円生じている。受取利息等の事業外収益で一部補填されているが、当期純損失が491万3千円生ずる結果となっている。事業計画に基づく買い戻しもされず売却処分が進まない状況では、収入が無く、毎年損失が生じ、準備金を取り崩す結果となっていくことになる。これは構造的な問題であり、早急に対応しなければならない。 今後、先行取得業務の実施が見込めず、また、道路公社と住宅供給公社は平成22年度末に解散が予定されており、3公社で負担してきた県派遣職員の人件費負担は、両公社の清算終了後はできなくなると考えられるため、当該公社の抜本的改革を進める必要がある。</p>	<p>財産経営課土地開発公社対策室において、公社の抜本的改革の検討を進めており、その中で、事務局の運営等について、検討を行っているところである。</p>

団体名	項目	意見(要約)	講じた措置等
香川県土地開発公社	当該公社のあり方	<p>香川県においては、事業計画は存続しており、時価評価は行っていないとのことであるが、当職において過去の鑑定評価や路線価等を参考に試算したところ、売却可能な土地に係る簿価と当職による参考価額との差額は、50億5千万円と推定される。当該金額は当該公社の有する資本金及び準備金合計24億9千万円を25億6千万円超過しており、当該公社単独で処理できる規模を著しく超えた金額である。</p> <p>このように売却可能地はそれぞれ時価と簿価の乖離が生ずるおそれのある土地ばかりであり、担当課と当該公社の判断だけで処理できるものではなく、県全体として取り組むべき問題である。</p> <p>監査委員行政監査報告書に指摘されているとおり、当該公社の抜本的な改革が早急に必要である。</p> <p>当職の提案としては次のとおりである。</p> <p>①当該公社はその歴史的役割を終えており、期限を定めて(例えば、第三セクター等改革推進債の活用、事務の引き継ぎ、職員の処遇等を考慮し、約3年以内)解散する。</p> <p>②解散に当たり、県は、鑑定評価により保有地の時価評価を行い、その結果を明確にする。</p> <p>③損失額が発生した場合は、県は債務保証契約に基づき、適切に処理する。</p> <p>④解散により、県に引き渡される当該公社保有地の管理に当たり、各課に分かれて所管している土地をしかるべき部署で一括管理できるようにする。</p>	<p>財産経営課土地開発公社対策室において、公社の抜本的改革の検討を進めており、改革の検討に当たり、平成23年7月1日現在、公社資産の時価評価を行ったところ、37億59百万円であった。平成23年3月31日現在の簿価は129億28百万円なので、時価簿価差は、91億69百万円となっている。</p> <p>また、負債は、最も大きいものは、民間借入金で、82億57百万円と全体の約65%程度、それ以外に県からの借入金や県への未払利息等があり、負債総額は127億28百万円となっている。このうち、民間借入金は、事業収益が公社に発生していないため、償還は民間金融機関からの借換で対応しており、利息についても、半期ごとに50百万円程度生じているが、民間金融機関から借り入れて支払っている状況で、民間借入金残高が累増する構造になっており、公社経営上の大きな課題である。</p> <p>抜本的改革の方向性については、存続、一部業務の廃止、解散の3つがあると考えている。</p> <p>存続、一部業務の廃止は、民間借入金の累増の抑制等を図るため、県による財政的支援等が必要と考えられるが、公社を通じた先行取得の必要性が低下する中、新たな県負担を行うことが妥当かという点を検討する必要がある。</p> <p>解散は、公社の債務整理が必要であり、そうすると、民間借入金の返済が必要だが、公社の自己資金を全額充当しても、返済額に不足する。県は、民間借入金について債務保証をしているため、公社に代わって返済しなければならず、厳しい財政状況の下、それが可能かどうか検討する必要がある。</p> <p>平成25年度までであれば国の時限的財政措置として、総務大臣の許可により、第三セクター等改革推進債を活用できる制度があり、今後、このいわゆる三セク債の活用が可能かどうか、国と協議を行っていききたい。</p> <p>この三セク債を活用する場合には、県が民間借入金を代位弁済するとともに、その弁済に対する公社からの代物弁済として、公社保有地が県に譲渡されることとなるほか、県は公社への貸付金等に係る債権を放棄することになるのではないかと考えている。</p> <p>今後、三セク債活用が可能かどうか、国と協議を行いつつ、県議会での議論や県土地開発公社改革検討委員会の意見等を踏まえながら、検討を重ね、できる限り早く改革の方向性を取りまとめたいと考えている。</p>

団体名	項目	意見(要約)	講じた措置等
香川県道路公社	解散時処理のあり方についての説明責任	道路公社解散に伴う補助金での総額81億円の借入金及び出資金の債務処理については、事業採択から現状に至った経緯、当該事業の清算が最善の選択であると考えられる理由、補助金交付の目的、効果、必要性などについて県民に対し更なる説明を行っていくことが望まれる。	高松坂出有料道路の経緯、料金徴収期間を延長せず無料化した理由、債務処理のための補助金の交付目的、補助金交付を選択した理由等について、平成23年3月28日に、県ホームページに説明資料を掲載するとともに県政記者クラブへ資料提供するなど県民に対する説明に努めている。
	補助金効果の結果分析	無料開放後は交通量調査を実施し、推計交通量と比較して公表するなど、補助金交付に係る実績についての結果分析が必要である。	無料開放直後の平成23年3月29日及び無料開放1箇月後の4月27日の2回、交通量調査を実施し、推計交通量と比較して、それぞれ平成23年4月11日、6月28日に県ホームページに説明資料を掲載するとともに県政記者クラブへ資料提供し、調査結果を公表した。 公表に当たっては、関係機関と協議し、交通量の変化や無料化による効果について、「さぬき浜街道全体の有効活用や並行する国道11号、県道高松普通寺線の混雑緩和という観点からは、期待どおりの結果が出ているものと考えられる」との分析を行った。
(財)明治百年記念香川県青少年基金	資産運用規程の整備	財団としての資産運用の基本的考え方、具体的運用先、運用手続き等についての資産運用規程を定めておくのが望ましいと考える。	(財)明治百年記念香川県青少年基金では、平成25年度からの公益財団法人への移行を目指しており、この移行に併せ資産運用規程を定める方向で検討している。 県では、「外郭団体の運営等の指導に関する指針」に基づき、財産の管理運用は、安全、確実にかつできるだけ高い運用益が得られる方法で行うよう指導しているところであるが、平成23年度中に外郭団体が資産運用指針を策定するためのガイドラインを作成する予定であり、今後とも、適切に指導・助言していくこととしている。
	事業連携	業務内容は国際交流事業、青少年健全育成事業であり、今後とも他の外郭団体との効果的な事業連携を検討するのが望ましい。	(財)明治百年記念香川県青少年基金では、事業の年度計画を策定するに当たり、他の外郭団体と連絡を取り合いながら、連携が可能な事業について検討し、実施していくこととしている。
(財)香川県国際交流協会	海外技術研修員受入事業の見直し	受入をする国を再選考するか、あるいは事業自体を技術研修員ではなく、別の目的にするか、見直す必要がある。	平成23年2月に、海外技術研修員の受入国について、受入相手国と本県との友好交流に貢献しうる人材を育成することを目的とする観点から、これまでの開発途上国から南米香川県人会の属する国及び友好提携先国を対象とするよう見直し、香川県海外技術研修員受入要綱等を改正した。

団体名	項目	意見(要約)	講じた措置等
(財)香川県国際交流協会	理事のあり方	理事の人選についての見直しを考えるべきではないだろうか。また、退職金規程を定め、退職金の無い旨を明記すべきではないかと思われる。	(財)香川県国際交流協会では、平成24年度からの公益財団法人への移行を目指している。公益財団法人の理事会は、理事本人の出席が原則であることから、この移行に併せて、それが可能となるよう、理事の人選を見直すこととしている。 また、理事には退職金は支払わないことになっていることから役員報酬に関する規程を制定し、退職金の無い旨の規定を定める予定である。
	県派遣職員のあり方	派遣職員の給与の支給方法については、平成21年12月10日の最高裁決定の趣旨に沿ったものとなるように見直す必要がある。	平成23年度から派遣職員の給与の支給方法について、最高裁決定の趣旨に沿ったものとなるよう、派遣先団体である(財)香川県国際交流協会が自主財源により全額負担するよう見直した。
(財)かがわ健康福祉機構	プロパー職員の退職金	退職金の水準であるが、多くの外郭団体が退職金支給水準を県職員水準に設定しているため、従業員規模が同規模の民間企業に比べて割高となっている。県に準じる規程を一律に定めるのではなく、個々の実情に合致した退職金水準に見直すべきであろう。	(財)かがわ健康福祉機構では、平成16年度に職員の給与及び退職手当に関する規程を策定しているが、県に準じた退職金規程は採用しておらず、支給額は県職員に比して低額となっている。 なお、退職金規程は、制定当時の民間中小企業退職金制度等を基に決定したものである。
	研修部における人材確保	全国的にもレベルの高い研修内容を維持しているが、30年以上プロパーとして経験してきたベテラン研修部長と県からの派遣の副部長ほか3名で運営されている。研修部長は定年退職し、現在は嘱託職員であることから研修業務の後継人材の確保及び県からの派遣職員の給与の支給方法については、平成21年12月10日の最高裁決定の趣旨に沿ったものとなるように見直す必要がある。	県からの派遣職員については、平成22年度末をもって引き上げている。 (財)かがわ健康福祉機構では、外部講師の活用を図るなど、研修体制及びその内容の充実に努めている。
	資産運用指針	地方公債を購入する場合には地方自治体の財政状態も考慮して購入を決定することが望ましい。	(財)かがわ健康福祉機構では、平成16年度に策定した「資産管理運用規程」に基づき、元本返還の確実性が高く、かつ可能な限り高い運用益が得られる方法で運用することに努めている。

団体名	項目	意見(要約)	講じた措置等
(財)かがわ健康福祉機構	施設の使用方法と修繕計画	<p>長期的修繕計画に基づく計画的な修繕が必要である。</p> <p>また、建物外壁検査積立資産・積立金が計上されているが、当財団として計上すべきものか県が負担すべきものかについての検討が必要である。なお、建物所有が香川県、香川県社会福祉協議会、日本赤十字社他計6団体の区分所有権となっているため、その点についても今後の修繕等に際しては調整が必要である。</p> <p>さらに、県の管理部分と指定管理者として管理している部分と合わせて総合的に有効活用に努める必要がある。</p>	<p>(財)かがわ健康福祉機構においては、日常点検などにより特に大規模な修繕箇所の把握に努め、県において劣化度合や財政状況を勘案した長期的な修繕計画を検討している。</p> <p>また、指定管理の協定上、建物の修繕費用は基本的には指定管理者が負担することとなっているため、財団において外壁検査費用を積み立ててきたところであるが、大規模な修繕については県と財団の協議により決定できることとしていることから、双方協議のうえ平成22年度に県の負担で外壁検査を実施したところである。</p> <p>なお、区分所有に係る箇所の修繕に際しては、区分所有者会などを通じて修繕内容・負担割合などを区分所有者と十分に検討・調整を行っていくこととしている。</p> <p>また、施設の管理に当たっては、財団の管理している部分に加え、県の管理部分も合わせた総合的な有効活用ができるよう努めていく。</p>
	指定管理者制度と公益法人移行との関連	<p>公益認定を目指すのであれば、今後の事業内容などの見直しが必要である。当初は非公募により選任されたものと思われるが、次回選定時以降、そもそも財団として指定管理業務を今後とも行っていく必要があるか否かについての検討も必要と思われる。</p>	<p>(財)かがわ健康福祉機構では、公益法人制度改革に基づく新法人への移行を検討する中で、今後の指定管理業務のあり方について検討することとしている。</p>
(財)香川県ボランティア基金	人員構成	<p>常勤理事は県社協の常務理事が兼務しており、職員8名についても県社協の職員が兼務している。但し兼務に伴う人件費については負担していない。同様に兼務している財団法人香川県民間社会福祉施設振興財団の場合は人件費2名相当分を県社協に対して負担金支出として支払っており、整合性をとるためには人件費のあり方についての検討が必要である。</p>	<p>(財)香川県ボランティア基金では、今後、財団のあり方を検討していく中で、人件費のあり方について検討することとしている。</p>
	継続的な助成事業の見直し	<p>長期にわたって継続的に補助している先もあるが、限られた予算の中で、会報発行などに対する継続的な補助が必要かどうかなどについてのより詳細な検討が必要と思われる。</p>	<p>(財)香川県ボランティア基金では、今後、財団のあり方を検討していく中で、助成事業のあり方について検討することとしている。</p>
	今後の当該財団のあり方	<p>情報誌の発行事業やボランティアコーディネーター研修会の開催は県社協との共催事業であり、また、自主事業であるボランティア活動保険についての保険料の助成事業についても他県では社会福祉協議会で行っている事例が多い。事業の実態は、事務処理を香川県社会福祉協議会内部で行っていることから、事業の県社協への移管や移管後のあり方を検討すべきである。</p>	<p>(財)香川県ボランティア基金では、今後の財団のあり方について検討を行い、平成23年度中に方向性を決定することとしている。</p>

団体名	項目	意見(要約)	講じた措置等
(財)香川県児童・青少年健全育成事業団	競争力強化	さぬきこどもの国の指定管理者業務の継続の有無によって、当該財団の事業内容及び財政構造は著しい影響を受けることになる。当該財団の立場からすれば、子育て支援、その他児童・青少年の健全育成業務などの公益事業の一層の充実と管理コストの一層の縮減により対民間との競争力を高めていく必要がある。	(財)香川県児童・青少年健全育成事業団では、公益事業の充実を図るため、子育て支援の人材を育成するなど子育て支援事業を積極的に展開するほか、各種職員研修を実施し、職員の資質や企画力の向上に取り組んでいる。 また、さぬきこどもの国事業所においては、施設の維持管理やスペースシアター、サイクルセンターの運営等の各業務を総合的に集約し、連携性を深めて計画的に実施することにより、コスト縮減を図るなど、効率的効果的な運営に努めている。
(財)香川県身体障害者協会	監事監査のあり方	監査報告書について、当該協会の監事は一般会計のみの監査をしている。スポーツ基金と堀本基金の監査は、別途運営委員会で定められた監事による監査を行っている。堀本基金については、その趣旨及び収益の配分などから他団体からの監査を受ける必要もあり、理解できるが、スポーツ基金について、別監事が監査することは果たしているのかどうか。寄附行為にもその旨は記載されていないので、現行の監事体制を継続するならば寄附行為にその旨を明示すべきである。	(財)香川県身体障害者協会では、公益法人会計基準を適用し、平成23年4月にスポーツ基金特別会計及び堀本基金特別会計を廃止のうえ一般会計に統合して事業会計の明確化を図るとともに、すべての監査を協会監事が行うよう監査体制を見直した。
	理事の報酬	理事の報酬の決定方法であるが、寄附行為に規定はない。理事報酬決定の方法を寄附行為等に明記すべきである。	(財)香川県身体障害者協会では、平成24年度からの公益財団法人への移行を検討しており、その中で理事の報酬決定方法を明確にするとともに、移行後の公益財団法人の定款等に明記することとしている。
	負担金徴収のあり方	加入団体からの負担金については現在7団体から徴収している。理事会での決議はあるが、会費等規定などは無いので、会費等規定を設け負担金を徴収するのが望ましい。なお団体数も限られていることから、特に公益財団法人への移行を検討する場合には今後の負担金徴収の継続の可否についても再考すべきである。	(財)香川県身体障害者協会では、平成24年度からの公益財団法人への移行を検討しており、その中で負担金徴収のあり方について検討したうえで会費等規定を設けることとしている。
	会計上の見直し	投資有価証券の取得価額の会計処理、堀本基金についての注記及び決算書注記に記載漏れの改善が必要である。	(財)香川県身体障害者協会では、投資有価証券の取得価額の会計処理については、平成22年度決算において、投資有価証券の額面価額と取得価額の差について負債(長期前受収益)を計上し修正した。 また、堀本基金については、公益法人会計基準を適用し事業会計を明確化するために、平成23年度から一般会計に統合し廃止した。 なお、決算書注記については、平成23年度決算から記載することとしており、今後とも適正な会計処理に努めていくこととしている。

団体名	項目	意見(要約)	講じた措置等
(財)香川県身体障害者協会	収益事業の税務申告	自動販売機の手数料及びカタログ等の販売手数料、ジパング倶楽部の紹介手数料の収入がある。これは税務上、収益事業として申告する必要がある。	(財)香川県身体障害者協会では、平成17～21年度までの自動販売機の手数料及びカタログ等の販売手数料について、平成23年1月に税務申告し納税した。
(財)香川いのちのりレー財団	コスト意識の向上	会計システム購入費、リース料などの執行に当たっては、最少の経費で、最大の効果を発揮することを基本とするなど、コスト意識の向上を図る必要がある。	(財)香川いのちのりレー財団では、リース期間満了時に、リース内容の見直しを行ったところであり、今後とも、常にコスト意識を持ち、最少の経費で最大の効果を発揮できるように努めていくこととしている。
	りレー財団の存在価値	りレー財団の職員は県職員、理事も県関係者が多い。平成22年の「臓器の移植に関する法律」の改正に伴い、臓器移植の重要性が増すことが予想され、りレー財団で事業を実施するのか、あるいは県で直接実施すべきか検討する必要がある。	(財)香川いのちのりレー財団では、平成25年度からの公益財団法人への移行の検討とあわせて、今後の事業実施のあり方について、検討を進めることとしており、県としても、適切に指導、助言していく。
	理事の人選及び理事会の機能	理事会において、委任状出席の例が見られるが、理事会の機能を十分に発揮するためには、理事の人選についての見直しが望まれる。	(財)香川いのちのりレー財団では、平成25年度からの公益財団法人への移行を目指している。公益財団法人の理事会は、理事本人の出席が原則であることから、この移行に併せて、それが可能となるよう、理事の人選を見直すこととしている。
	理事の退職金	寄附行為に退職金の支払いに関する条項を規定するか、あるいは退職金規程を作成して、退職金の支払いの有無を明確化すべきである。	(財)香川いのちのりレー財団では、理事の退職金は支払わないことになっていることから、平成25年度からの公益財団法人への移行検討とあわせて、寄附行為等の見直しを行うこととしている。
(財)香川県生活衛生営業指導センター	後継者の育成	現在の経営指導員は高齢化しており、今後とも事業を継続するのであれば、経営指導員の後継者の育成が必要である。	(財)香川県生活衛生営業指導センターでは、今後の事業の継続に資するよう、経営指導員1名を交代させ若年化を図った。
	監事の選任	監事のうち1名は、税理士等の会計専門家が望ましい。	(財)香川県生活衛生営業指導センターでは、平成25年4月からの公益財団法人への移行を目指しており、その際に監事のうち1名を税理士とするよう検討している。
	会費のあり方	財政的な自立性を向上させるためには、組合員割会費を増額する等の見直しにより、自主財源の確保に努める必要がある。	(財)香川県生活衛生営業指導センターでは、生活衛生営業者の多くは零細で生業的な経営形態であり、昨今の景気状況により厳しい経営状況にあるため、平成22年度から会費の減額を行ったところであり、直ちに会費増額の見直しを行うのは困難であると考えている。 しかしながら、事務費節減などの方策による経費節減等に努めているところであり、今後とも自主財源の有効な確保策について検討していくこととしている。

団体名	項目	意見(要約)	講じた措置等
(財)香川県生活衛生営業指導センター	生活衛生同業組合加入のメリット向上	香川県生活衛生営業指導センターの設立目的を果たしていくためには、生活衛生同業組合加入のメリットを今以上に高め、同組合への加入率向上と、同組合活動の活性化を図る必要がある。	各生活衛生同業組合において、組合員への研修会を行うとともに、利率面で有利な日本政策金融公庫からの融資制度の推薦事務を行うなど組合加入のメリットを高めるよう努めている。 (財)香川県生活衛生営業指導センターにおいても、相談指導事業等で営業者に組合加入を勧めているところであり、今後とも組合活動の活性化を図っていく。
(財)香川県食鳥衛生検査センター	監事のあり方	監事には会計の専門家をいれることを推奨するという県の方針も考慮し、会計専門家を監事として依頼したほうがよいのではないか。	(財)香川県食鳥衛生検査センターでは、現在、食鳥検査に精通した者に監事を依頼しているが、平成25年度からの公益財団法人への移行を検討しており、会計専門家の監事就任については、その検討を行う中で対応していくこととしている。
	検査員の確保	検査員の高齢化も進んでいるので、今後の検査事業の継続が心配されるところである。獣医師会への一部委託等の検討もしておく必要がある。	(財)香川県食鳥衛生検査センターでは、県獣医師会と連絡をとりながら検査員の確保に取り組んでおり、平成22年度に一部改善を図ったところである。 (社)香川県獣医師会への一部委託等については、当社団法人の新法人への移行の状況をみながら検討していくこととしている。
	香川県からの補助金	事業費及び管理費の不足分を補う形で県からの補助金を受けているが、1羽当たりの検査手数料を設定し検査羽数に応じた収入計算をするのが合理的である。	補助金については、平成23年度からその給付金の性格を考慮して、食鳥検査の委託契約に基づく委託金に変更した。 検査手数料の額については、毎年、その適確性や値上げの可否等について調査、検討し、定めているところであり、財団では、検査羽数に応じた収入計算を行い、最少の経費で最大の効果が得られるよう、事業を実施していくこととしている。
	決算書における注記表	現行決算書上、注記表が作成されていない。必要な注記項目については作成することが必要である。	(財)香川県食鳥衛生検査センターでは、平成22年度決算から公益法人会計基準に基づき、注記表を作成するよう見直した。
(財)高松観光コンベンション・ビューロー	県の外郭団体としての位置づけ	出資比率、人的側面、事業補助の比率、財団管理への関与などにおいて、高松市が主体的に関与している状況である。 香川県の出資比率は4分の1以上ではあるが、管理の主体が高松市であることを考慮すると、県が主体として管理する外郭団体からは除外しても差し支えないものと考ええる。	(財)高松観光コンベンション・ビューローについては、監査結果を踏まえ総務部と協議のうえ、平成23年度から県が主体として管理する外郭団体から除外した。なお、財団に対しては、これまでどおり所管部局による事務執行等についての検査を実施するとともに、引き続き必要な指導を行っていく。
(財)香川県下水道公社	県からの派遣職員への対応と自主財源の確保	委託先団体への派遣職員の給与の支給方法についても、補助金交付団体への派遣職員の給与の支給方法に係る平成21年12月10日の最高裁決定の趣旨に沿ったものとなるように改善しておく必要がある。これらの見直しによる負担増に備えて、自主財源の確保対策が必要である。	平成23年度から派遣職員の一部を引き揚げるとともに、引き続き派遣を継続する職員の給与の支給方法については、最高裁決定の趣旨に沿うよう派遣条例に基づき県が給与を支給するとともに、通勤手当や勤勉手当等の実績給については、派遣先団体である(財)香川県下水道公社が、自主財源により負担するよう見直した。

団体名	項目	意見(要約)	講じた措置等
(財)香川県下水道公社	退職給付引当金	<p>現在では、自己都合による期末要支給額の40%(旧税法基準)で引当金を計上し、同額の退職給付引当資産を有している。現時点での退職金支給対象者の平均年齢は40才台であり、離職率も低く、全員の自己都合での退職は可能性が少ないため、100%引当が無くても対応できるものと考えられる。しかしながら、離職率が低いことは将来的には定年退職による退職金支給の負担が増えるということであるため、長期的視点で計画的に退職給付引当金と同引当資産の積み増しを行っていくのが望ましい。</p>	<p>(財)香川県下水道公社では、平成23年度においては、退職給付引当資産及び同引当金が自己都合退職による期末要支給額の50%になるよう、予算措置を図っており、今後においても、年々の全体予算を見ながら、段階的に期末要支給額に対する充当率の引き上げに努めていく。</p>